

# ARCHIVES

沖縄県公文書館だより 第47号 平成26年8月8日発行

特集

## 1964年 東京オリンピック

### 沖縄をかけぬけた聖火リレー

『東京オリンピック序曲』

＝ 9月6日 沖縄に ＝

みんなで聖火を迎えよう



実際の聖火の到着は台風のために一日遅れ、9月7日になりました。

「琉球のあゆみ」 1964年8月号（琉球政府計画局広報課発行）[0000113892]に掲載された図です。

特集

# 1964 年 東京オリンピック

## 沖縄を駆けぬけた聖火リレー

二〇二〇年オリンピックの東京開催が決定し、二度目となる東京五輪に日本中が沸きました。初めての東京オリンピックは一九六四年、今年はそれからちょうど五十年になります。

一九六四年当時、沖縄の施政権は日本ではなくアメリカにありました。沖縄と日本の行き来には、米国民政府（アメリカ政府が沖縄統治のために設置した出先機関）の許可が必要で、沖縄で日本国旗をおおやけの場所に掲揚することも自由ではありませんでした。

アメリカ施政権下でも「潜在主権」は日本にあるとされていたとはいえ、沖縄と日本の間には大きな溝がありました。

一九五九年、東京オリンピック開催が報じられると、沖縄では多くの人々が日本の一員として感動を分かち合いたいと願いました。せめて沖縄でも聖火リレーを実施してほしい……。

一九六四年九月七日、待望の聖火が沖縄入りし、三日間かけて沖縄島を一周しました。

聖火リレーにわいた当時の沖縄を、当館所蔵資料でふりかえる「一九六四年沖縄を駆けぬけた聖火リレー」展は、二〇一五年一月十八日（月）までの開催です。（資料解説の二内は資料コードです）



具志頭村  
1964年9月8日  
[0000108742/  
008861]



沖縄島南部  
1964年9月8日  
[0000108746/  
010033]



久志村（現・名護市）嘉陽 聖火宿泊碑前での式典  
1964年9月8日 [0000108743/009140]

"	"	"	Arrival	Manila, Philippines	Relay & ceremonies
"	"	"	Departure	"	
"	"	"	Arrival	Taipei, Taiwan	Relay & ceremonies
"	"	"	Departure	"	
"	"	"	En route	Hong Kong	Ceremonies
"	"	"	Arrival	Seoul, ROK	Relay & ceremonies
"	"	"	Departure	"	
"	"	"	Arrival	Naha, Okinawa	Relay & ceremonies

It may be added that the torch, after its arrival in Japan, will be carried by relay of young Japanese runners throughout the country, within a period not exceeding one month (Inland Section). After all it will be brought to the Main Olympic Stadium in Tokyo on the opening day, October 10th, 1964. Detailed plans covering this inland relay are now under study.

2. Torch Relay by Runners between the Airport and City Center (Government Building or Stadium) in the Foreign Section

a. Runners will preferably be youths of that country.

1962年8月18日付で東京オリンピック組織委員会が発表した「聖火リレー 国外編」の概要。聖火中継の日程表の最後に、Naha, Okinawaとあります。他の中継地は Jakarta, Indonesiaのように、都市名と国名が並記されましたが、那覇には「日本」という国名ではなく、「沖縄」が記されました。

“Olympics, 1964”[0000106051] 中の1件



正走者の聖火トーチ [個人蔵]

「1964 年沖縄を駆けめけた聖火リレー展」  
関連年表

1938 年	日本、日中戦争激化のため 1940 年東京五輪開催をキャンセル
1945 年	米軍、沖縄での日本国旗掲揚と国家斉唱演奏を禁止
1952 年	米軍、個人の家屋や政治的な意味をもたない私的な会合における日本国旗掲揚を許可
1958 年	4 月 第 3 回アジア競技大会東京大会の聖火リレー、沖縄で実施（22 日から 4 日間）
1959 年	1964 年東京五輪開催決定
1960 年	11 月 第 8 回九州各県対抗陸上競技大会、沖縄で初の開催。公式の場で初めて日本国旗掲揚
1961 年	6 月 池田・ケネディ共同声明で、沖縄で法定祝祭日に限り公共建物に日本国旗掲揚を許可
1962 年	4 月 インドネシア沖で操業中の沖縄漁船「第一球陽丸」が国籍不明を理由に銃撃される 7 月 沖縄での東京五輪聖火リレー決定
1963 年	3 月 キャラウェイ弁務官、金門クラブでいわゆる「自治神話論」演説
1964 年	3 月 聖火沖縄リレー実行委員会発足。 4 月 立法院、祖国復帰要請決議 6 月 立法院、自治権拡大・行政主席公選要求決議。大田政作主席、辞表提出 8 月 1 日 キャラウェイ弁務官の後任としてワトソン弁務官着任 9 月 1 日 日琉間マイクロウェーブ回線開通式 9 月 7 日 聖火沖縄入り（～ 11 日）、コザセンター通りで日本国旗を損壊した米兵を逮捕。ワトソン高等弁務官が後日謝意表明
1965 年	1 月 立法院、米兵による国旗損壊に対する抗議決議 8 月 佐藤栄作総理来沖
1967 年	7 月 米軍、沖縄の船舶に三角旗付き日本国旗の掲揚を許可
1968 年	2 月 米軍、行政主席公選制を発表
1969 年	11 月 佐藤・ニクソン会談で 72 年沖縄返還合意 12 月 米軍、日本国旗掲揚を全面解禁決定（施行は 1970 年）

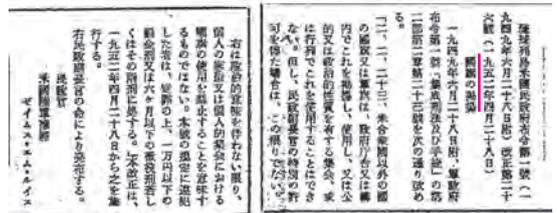
沖縄聖火リレーを迎えるために、沿道には日本国旗があふれました。米軍は自由な掲揚を禁止していましたが、オリンピックの祝祭ムードの中では黙認せざるをえませんでした。「異民族統治」に不満を強めていた住民はつかの間の「祖国との一体感」にひたることができました。



那覇市内 1964 年 9 月 9 日  
[0000108744/009445]



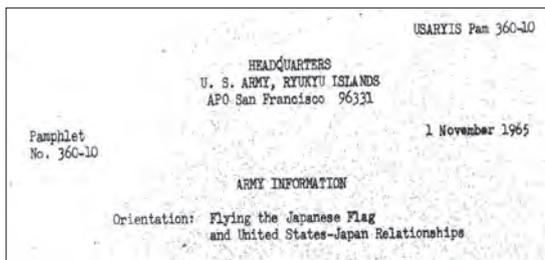
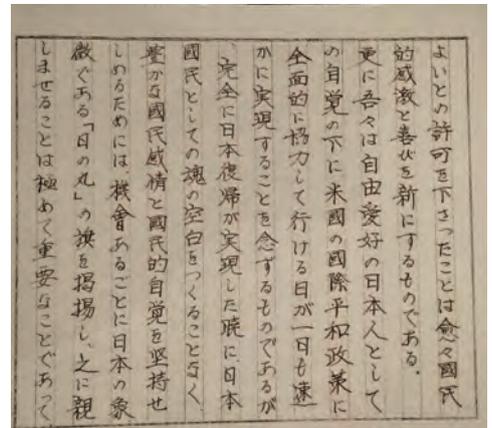
走者が着用したユニフォーム [個人蔵]



琉球列島米国民政府布令改正第 26 号 1952 年 4 月 28 日「国旗の掲揚」  
米軍は、1952 年の講和条約発効を機に、集成刑法を改正し「人の家屋や政治的な意味をもたない私的な会合」に限って、日本国旗の掲揚を認めました。

国旗掲揚に関する請願  
1952 年 5 月 7 日  
[0000062782]

講和条約発効直後、沖縄教職員会が、比嘉秀平行政主席に対して、「機会あるごとに日の丸を掲揚することが重要だ」と、うったえた文書です。



Pamphlet 360-10, 1 Nov. 65. Army Information, Orientation: Flying the Japanese Flag and United States-Japan Relationships. [0000044938]  
米軍が「オリエンテーション：日本国旗掲揚と米日関係」と題して、1965 年 11 月 1 日付で配布した軍人向けパンフレット。日米間の友好関係のために「琉球列島におけるすべてのアメリカ人の行為は、日本国旗へ敬意を払おうという意欲を反映するものでなくてはならない」と説きました。

# 沖縄振興特別推進交付金を活用した 琉球政府文書デジタル・アーカイブズ推進事業

当館所蔵の琉球政府文書（紙資料）

のデジタル・データを作成して、インターネットで公開する「琉球政府文書デジタル・アーカイブズ推進事業」が、平成二十五年度に始まりました。

沖縄振興特別推進交付金（ソフト一括交付金）を活用する同事業は、二〇二一年度まで継続予定です。

琉球政府文書の「県民の公平な利用」および「国内外の沖縄研究の発展」を目的とし、最終的には、十三万簿冊以上（一冊数十〜数百ページとして一千万ページ以上）のデジタル・データが、当館のホームページから、ダウンロードできるようになります。

沖縄は一九四五年から一九七二年まで日本が潜在主権を留保しつつ、米国が施政権を持つという特殊な統治体制下にあったので、琉球政府文書は、世界的に見ても特異な沖縄の戦後の歴史を、調査研究及び検証することができる重要文書です。一九七二年一月二十日の琉球政府局長会議で、同文書は歴史的に貴重な記録であるとして、保存して後世へ伝えるために、沖縄県に引

き継ぐことが決定されました。

琉球政府文書は、これまでは離島等の遠隔地では利用が困難でしたが、同事業により、インターネットで閲覧できるようになります。編集がしやすく汎用性の高いフォーマットであるPDFでの公開となるため、教育機関などでの二次、三次利用が期待できます。

平成二十五年度は、二〇九八簿冊（三十八万四〇一〇コマ）のデジタル・データを作成しました。平成二十六年度は、一万一五二〇簿冊以上のデジタル化を目標にしています。

デジタル・データは、個人情報の有無の確認作業などを経て、平成二十七年以降に当館のホームページで公開していく予定です。



平置きした文書をオーバーヘッドカメラで撮影



撮影をまつ文書

平成二十五年度および二十六年度は、総務局、企画局の文書をデジタル化の対象としています。その中には、米国民政府との往復文書や、沖縄返還協定、日本政府や米国への要請、毒ガス撤去などに関するものが含まれています。

同事業では、デジタル化と同時に簡易補修も進めています。劣化の進んだ資料をデジタル撮影に耐えられる状態にすることが目的です。デジタル撮影後の課題は、公開に適さない個人情報の有無を確認する作業を効率よく行っていくことです。



撮影対象文書を管理し、出納する



デジタル画像の処理作業

# 沖縄県公文書館 公文書活用講座 を開催しました



平成二十六年年度公文書活用講座「沖縄県公文書館所蔵 沖縄戦関係資料案内」を六月二十二日（日）に講堂で開催しました。

はじめに、米海兵隊第六部隊などが戦闘の最中に撮影した「沖縄の戦い」 Battle of Okinawa, No.2」を上映しました。

午後一時からは、講座「沖縄戦の記録」を開催し、仲本和彦公文書主任専門員が講師をつとめ、当館が所蔵する沖縄戦関係資料を体系的に解説しました。

会場にはたくさんの方々がお越しくださり、沖縄戦に関する意識の高さを実感しました。

また、関連企画として開催したロビー展「沖縄戦と慰霊の日」では、所蔵資料の紹介とともに慰霊の日の意義について解説しました。

当館は、戦没者の遺族・戦傷病者等の援護事業を所管する沖縄県援護課の文書や、米国立公文書館から収集した沖縄戦関係資料を所蔵しています。

今回の講座が、これらの資料を保存し、活用することの重要性をご理解いただく契機となれば幸いです。

琉球政府行政主席及び沖縄県知事を務めた屋良朝苗氏。当館はその直筆日誌の複製を所蔵し、公開しています（原本は読谷村所蔵）。

この「屋良朝苗日誌」の記述をワープロで入力しているボランティアの猪口明子（いのぐちあきこ）さんに聞きました。

Q このボランティアを始めたいきっかけは何ですか？

沖縄県立博物館で開催していた復帰四十周年特別展で、屋良朝苗日誌の原本を展示していたんです。それを見て、いたく感動しましたね。公文書館に複製があると書いてあったので、問い合わせをしてみました。印刷会社で勤務していたので、手書き文字を読むことは得意なんですよ。



## 私とアーカイブス I

「屋良朝苗日誌」と猪口明子さん

Q 一日でどれぐらいの作業が進みますか？

一五時間ぐらいの作業で、日誌の二十四〜二十五ページ分くらいでしょうか。最初は七ページ分くらいしか進まなかったのですが、だいぶスピードアップしました。

Q この作業の醍醐味は何ですか？

やっぱり沖縄の歴史の内側を垣間見られることでしょうか。私が高校生時代にコザ暴動などが起こって。その時は沖縄県外にいたんですが、沖縄のことも屋良さんのことも心配しながら、復帰運動や当時の情勢を見守っていました。今こうして屋良さんの日誌を起こして、当時はこのような心境だったんだと思うと感慨深いですね。こんな広々とした閲覧室で作業ができて嬉しいですよ。

このようにおっしゃる猪口さん。この作業の成果は公開に向けて準備中です。



「屋良朝苗日誌」の複製



# シマめぐり沖縄 第1回 伊江島

沖縄は大小 49 の有人島からなる島しょ県であり、それぞれの島には独自の文化や歴史があります。

このコーナーでは、当館所蔵資料の中から島々に関するものを取りあげます。

第 1 回は、平成 25 年度に公文書館移動展で訪れた伊江島です。

左上の写真は、写真家ウィリアム・ジェンキンス氏が 1947 年から 1951 年にかけて撮影した伊江島の風景です。[000033350]

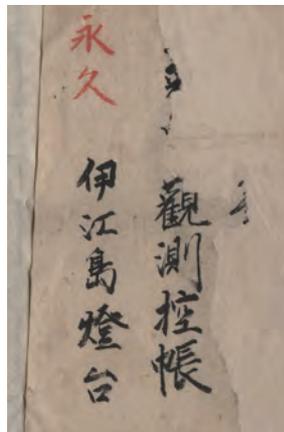


Narrative of the Expedition of an American Squadron to the China Seas and Japan, Vol.2  
アメリカ艦隊の支那海域及び日本への遠征記 巻2 1940年版 岸秋正文書 [T00002928B]

一八五三年（嘉永六）、アメリカ海軍 M・C・ペリー提督は、日本への遠征の際に沖縄を訪れ、琉球国と琉米修好条約を締結しました。  
彼が監修した「アメリカ艦隊の支那海域及び日本への遠征記 巻2」の中に、琉球国時代の伊江島を見ることができます。同書に添付された琉球地図には、伊江島のことを「SUGAR LOAF EE ISLAND（シュガローフ・イェ・アイランド）」と記しています。

一九〇〇年（明治三十三年）二月に完成した伊江島灯台は、航路の安全を守るための業務を行っていました。右の資料は、明治期の伊江島灯台の気象観測原簿です。気温など十二の項目が一日六回、雨雪量が一日二回記録されています。当時の伊江島の自然環境を知ることができます。

「伊江島灯台関係資料」は他に二十点あり、いずれも当時の灯台業務を知ることができる重要な資料です。



気象観測控帳 1900年から1903年 伊江島灯台 岸秋正文書 [T00012451B]



一筆地調査図 伊江村字東江上 自 1965年5月15日 至 1965年10月1日 沖縄県文書 [0000088787]

一九四五年（昭和二十年）の沖縄戦で、土地の公図・公簿のほとんどを焼失したため、琉球政府時代から地籍調査が続けられてきました。公文書館が所蔵する関連文書は、個人の財産や権利を証明する記録として利用されています。また、土地の形状や利用状況の変遷も読み取ることができます。

左の図は、一九六四年（昭和三十九）に琉球政府が土地の実態調査や測量を行うために作成した伊江村字東江上ユブシ原（現在の伊江島空港周辺）の一筆ごとの調査図です。

公文書館にはこのほかにも伊江島関係資料があり、閲覧室で利用できます。

# 閲覧室 Q & A

資料の利用に関する疑問にお答えします！

**Q.** 閲覧室って、なんですか。

**A.** 閲覧室は当館が所蔵している資料を実際に手にとってご覧いただける、複写ができる場所です。閲覧棟二階にありますので、ぜひご利用ください。



**Q.** 調べても分からないことがありますか。教えてください。

**A.** 当館の職員が資料の調査を代行することはできません。調べ方や検索システムの利用に関する相談には応じていますので、ご質問等がありましたら閲覧室へお問い合わせください。

**Q.** 利用証の有効期限が切れたのですが、そのまま使用できますか。

**A.** 利用証の有効期間は一年間です。来館時に身分証を提示して更新の手続きをしてください。



**Q.** 公文書館を利用したいのですが、車いすでも大丈夫ですか。

**A.** 当館はバリアフリーの施設です。また、館内には車いす二台のご用意もありますので、お気軽にご来館ください。

**Q.** 資料はすぐに閲覧できますか。

**A.** 閲覧室内にある参考資料室の資料は自由に閲覧できますが、当館に所蔵している公文書等はほとんどが一点ものの資料であるため、館内にある文書保管庫で管理しています。それらの資料は閲覧申請をしていただき、職員が取り出してきて提供しますので、その間はお時間をいただくこととなります。

## 平成二十五年度 公文書館指定管理事業

### ◆ 整理業務

沖縄県公文書館の管理業務は、指定管理者として指定された公益財団法人沖縄県文化振興会が実施しています（館外貸出の許可、寄託文書の受入、行政財産の使用許可等の業務を除く）。  
平成二十五年度事業の概略をお知らせします。

### ◆ 保存業務

低酸素濃度処理による殺虫処理、簡易補修・綴じ直し等の作業（四二二件）、弱アルカリ性の新しい保存箱への文書入替（一万三九三二冊）などを行いました。

### ◆ 代替化業務

修復済み琉球政府文書「恩給関係文書」「陸軍兵籍簿」計三十四簿冊をマイクロ化しました。また、沖縄県文書「一筆地調査図」一九三簿冊をデジタル化しました。

### ◆ 評価選別業務

収集した文書等を評価し、歴史資料として重要なものを選別します。三七五八箱を評価選別し、一三八九箱が保存、六十六箱が一部保存、二二〇三箱が廃棄という結果になりました。

